

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

自治振興基金条例施行規則（昭和46年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

		改正前		改正後			
1	別表（第3条関係）	事業		施設等			
		公 共 施 設 等 の 整 備 事 業	[略]		[略]		
			社会福祉施設整備事業	[略] 児童遊園及び子供の遊び場	[略] 1 用地の取得及び造成 2 遊具等の設備の購入	[略] 児童遊園及び子供の遊び場	[略] 1 用地の取得及び造成 2 遊具等の設備の購入
			文教施設整備事業	[略] 社会体育施設	[略] 社会体育の向上に必要な施設の新設及び改良	[略] 社会体育施設 図書館 市町村立の幼稚園	[略] 社会体育の向上に必要な施設の新設及び改良 新設及び増設 新設及び増設
			[略]		[略]		
			その他	[略] 防火水槽施設	[略] 有蓋 ^{がい} で20立方メートル以上の水槽の新設	[略] 有蓋 ^{がい} で20立方メートル以上の水槽の新設	[略] 有蓋 ^{がい} で20立方メートル以上の水槽の新設
			その他	[略] 地域文化振興施設	[略] 地域文化の振興を図るための施設の新設	[略] 地域文化の振興を図るための施設の新設	[略] 地域文化の振興を図るための施設の新設
		その他の公共施設等	1・2 [略]	その他の公共施設等	1・2 [略]		

[略]

様式第3号 (第8条関係)

[略]

1 借入申込額

[略]	借入期間
[略]	

[略]

様式第5号 (第9条関係)

[略]

[略]	貸付期間	[略]
	年 月 日	
	～	
	年 月 日	
	[略]	

[略]

様式第7号 (第9条関係)

[略]

1 借入事業等

[略]	借入期間	[略]
[略]		

[略]

2 (特別利率等)

第4条 条例第6条第1項第1号イ及びウの規則で定める率は、次のとおりとする。

[略]

様式第3号 (第8条関係)

[略]

1 借入申込額

[略]	借入期間 (据置期間)
	年 月 日～年 月 日
	(年 月 日～年 月 日)
[略]	

[略]

様式第5号 (第9条関係)

[略]

[略]	貸付期間 (据置期間)	[略]
	年 月 日	
	～	
	年 月 日	
	(年 月 日	
	～	
年 月 日)		
[略]		

[略]

様式第7号 (第9条関係)

[略]

1 借入事業等

[略]	借入期間 (据置期間)	[略]
	年 月 日	
～		
年 月 日	[略]	
(年 月 日		
～		
年 月 日)	[略]	
[略]		

[略]

(特別利率)

第4条 条例第6条第1項第1号イ及びウの規則で定める率は、資金の貸付けを行った日における財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項の規定により地方債に運用

<p>(1) <u>条例第6条第1項第1号イに係る資金及び同号ウに規定する冷害対策事業に係る資金</u> 資金の貸付けを行った日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第10条第1項の規定により地方債に運用されている財政融資資金の貸付期間に応じた貸付利率（固定金利に係る貸付利率に限る。）に対応する率（以下「<u>財政融資資金貸付利率</u>」という。）に2分の1を乗じて得た率（以下「<u>特別利率</u>」という。その率が3.5パーセントを超えるときは3.5パーセント、2.0パーセント未満のときは2.0パーセント（<u>資金の貸付けを行った日における財政融資資金貸付利率が2.0パーセント未満のときは、当該財政融資資金貸付利率</u>））</p> <p>(2) <u>条例第5条第3項に規定する県北沿岸振興事業に係る資金</u> 特別利率に2分の1を乗じて得た率（その率が3.5パーセントを超えるときは3.5パーセント、1.0パーセント未満のときは1.0パーセント（<u>資金の貸付けを行った日における財政融資資金貸付利率が1.0パーセント未満のときは、当該財政融資資金貸付利率</u>））</p>	<p><u>されている財政融資資金の貸付期間に応じた貸付利率（固定金利に係る貸付利率に限る。）に対応する率に2分の1を乗じて得た率（その率が3.5パーセントを超えるときは、3.5パーセント）とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則（表2の項の改正部分に限る。）の施行の日前に自治振興基金条例（昭和46年岩手県条例第22号）の規定により貸し付けることとされた資金については、なお従前の例による。